

## 「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、当社の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

### 1. 従業員への還元

当社は、持続的な企業価値の向上を図るには、経営戦略の実現を支える人材は必要不可欠であると考えております。その課題である人材の育成を促進するため、教員訓練等を更に拡充してまいります。また、社員のエンゲージメントを高めることができるよう様々な施策を行い、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。

その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、社会情勢及び当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、社員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、社会情勢及び当社の状況を踏まえ、労使間での対話を進めてまいります。また、教育訓練等については、階層別研修・職種／単位別研修、資格取得研修などの充実を図ります。また、近年のデジタル技術の進展を踏まえ、当社ではDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するためのツールを積極的に導入し、社員のデジタルリテラシー向上と人材育成に取り組んでまいります。

### 2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/124495-04-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/124495-04-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2026年3月2日

東光電気工事 株式会社

氏名又は名称

代表取締役社長 山本 隆洋

法人にあっては代表者の役職及び氏名